みどりみらい ぐんじとしのりの議会報告

2002/02/11 Vol. 89 西の原 2-3-6-104 TEL/FAX 45-8362 E-MAIL ID / toshigunji@hotmail.com

印西市議会/平成 13 年第 4 回定例会報告(5)

いつもお世話になっております。印西市議会(12月定例会)は、12月21日 金 にて終了しました。今回は、9月議会より継続審議になっていた文教福祉常任委員会に付託・審議されていた市民皆様からの請願について、ご報告をして参りたいと思います。

「保育料徴収の適正及び保育環境の充実を求める請願」について

(請願内容(ほぼ全文を掲載させていただきます。))

今年度より保育料が大幅な引き上げとなり、請願をあげることになりました。

引き上げ幅が一番大きかったのは三歳未満児で、平均的な共働き家庭で、月六万円が六万八千 円となり、最大では月一万一千円の値上げとなった家庭もあります。市は、「国基準より大幅 に軽減した」としていますが、当市の保育料は改定以前より近隣自治体に比べて高額であり、 更なる負担増に皆、悲鳴を上げております。昨今の経済状況を考えれば、いきなり給料があが ることも考えられず、結局、「家計をひきしめて」いくしかありません。「印西市子どもプラン」 にうたわれた「子育て家庭への経済支的支援」はどこへ行ったのか、海老原市長の公約である 「子育て支援」の言葉もむなしくひびく現状です。さらに保育料の引き上げを知らされたのは、 施行のわずか2ヶ月前であり、それも保護者宛てにプリントが1枚配られたのみでした。そこ には、引き上げの理由として、「国基準の改定に伴い、当市も改定が必要となりました」とさ れています。しかし、保育料の仕組みを調べてみると、国の基準とは国・県の補助金精算に用 いる「精算基準」と呼ばれるもので、必ずしも準拠していかなくてはならないものではありま せんでした。「家賃より高い」と評した方もありましたが、保育料は多くの家庭で支出項目の 最高額であり、家計に与える影響はたいへん大きいものです。それがたった1枚のプリントで これほどの値上げ、というシステムには疑問を持たざるを得ません。せめて、市民の代表であ る市議会において、「値上げは本当に必要なのか」「金額は妥当なのか」市民の立場にたって、 公開の場で、議論していただく必要があるのではないか、と強く思います。さて、御承知のと おり、我が国では依然、少子化が進行中で、大きな社会問題となっています。少子化が進む背 景には、母親の育児専従の固定化に伴う育児負担の増大が主な原因といわれています。子ども を産まないの女性の多くが、「自分の時間をもてなくなること」や「仕事を辞めることなど出 産が生き方の選択を迫ること」を、その理由としてあげています。そうした中で、少子化対策 の大きな柱として注目を集めているのは、「保育園の活性化」です。今は、保育環境の充実を するときであり、削減や利用者に負担を強いるときではないのではないでしょうか。 よって、次の2点を要望いたしますので、ご高配たまわりますよう、よろしくお願い申し上げ ます。

- 1.改定に際して、その妥当性を議論していただくために、「印西市保育園保育料徴収規則」 および「印西市一時保育事業実施規則」を条例化してください。
- 2. 園児に怪我等があったとき、事故の状況が把握されている事が少なく、保育士の配置について疑問をもつ父母はたいへん多くいます。また、保育士が園舎の清掃、園庭の整備、遊具の保守などをしている現状をみると、当市のまずしい保育環境をおもわざるを得ません。各園に用務員をおいていただくなど、保育士は「保育に専念」していただける環境をぜひ実現していただきたく願っております。また、国の「最低基準」を超えた独自の保育士配置を考慮していただくなど、保育環境の充実と子育て支援の確実な実行について、市長に意見書を送付してください。

(解説)

この請願は私が所属する会派「まちづくり研究会」の松本隆志議員が紹介議員となり、市民 12 人の請願として印西市議会に提出されたものです。市議会に提出されたのち、私が所属する文教福祉常任委員会(6名で構成)にて、審議を経て、12 月議会の最終日に議決をすることになりました。~今回の請願で「保育料の値上げに至る経過が市民の代表である議員のチェックをどのように通ったのだろうか」ということもまた問いかけられております。

現在、印西市では予算審議は委員会ごとにその委員会が所掌する部課に対して行っておりますが、現在の予算審議の方法では、条例によらない「規則」レベルでの金額の増減は見落とされる事があり、実際に昨年の予算審議の際、文教福祉常任委員会ではこの点についての確認は行われなかったようです。(私は昨年、「総務常任委員会」に所属。)

そのため、この請願が採択されることにより、「保育園の保育料徴収」に関しては事実上、執行部だけで値上げできる「規則」を議会での審議による承認が必要な「条例」にすることを求め、行政の透明性を持たせようとする目的が達せられます。規則でいいのか、条例にするのか、数回にわたって行われた文教常任委員会の開催中は、「条例化する必要はなく、予算審議をしっかりすればいい」という声も多数聞かれましたが、私は市民の代表である議員の義務を考え「公開の場で審議する必要性(「条例化についての責任」)」を訴えました。

- 埼玉県吉川市などでは「条例化」されております。

また、請願項目の2項目に関しては、委員会では予算の問題は残るが、理念としては充分理解でき、「保育環境の充実と子育て支援の確実な実行」をすべきものと位置付け、最終的には、 文教福祉常任委員会ではこの請願を「採択すべきもの」として結論づけました。

(結果/採択)

この請願は、数名の反対者、1名の棄権がありましたが、賛成多数で採択されるものと決しました。しかし、市長への意見書送付に関しては、「(市長は)審議経過も了解していることであり、わざわざ、なぜ意見書を作り、送付しなければならないのか」との強硬な反対意見があり見送られました。

(続)「保育と育児の社会的、地域的支援」について

「利用者の声を行政に届ける制度づくり」について、12 月議会の代表質問の「再質問」で 執行部の考え方を聞きました。

(質問)2年間にわたる社会福祉基礎構造改革の協議により、社会福祉法が誕生しました。 同法82条では、全て社会福祉事業の経営者に、利用者からの苦情に適切な解決に 努めることが求められ、それを受けて児童福祉施設最低基準第14条の2に「苦情への 対応」として苦情受付窓口の設置等が謳われております。苦情解決のため、保育所に おいても受付窓口と苦情解決のための仕組みが求められています。

印西市ではこれをうけて、いつまでにどのような規定を設けて、運用を行うのか?

(回答/保健福祉部長)福祉サービスにおける苦情解決制度とサービス自己評価及び第3者評価のシステム構築について、昨年6月に社会福祉法の改正により義務付けられております。 苦情への対応は、苦情ゼロを目標とすることでなく、利用者とサービスを提供する保育園とが対等な立場に立ち、利用者の声を聞き、保育サービス改善のために行われ、15年度までに担当窓口や責任者、第3者委員を決め、苦情処理のシステム化について現在検討中でございます。

平成 14 年第1回印西市議会定例会が開催されます。

本年1回目の市議会定例会(3月議会)は、2月27日(水曜日)より3月27日(水曜日)までの27日間の会期で、来年度の予算審議を中心に開催されます。今回の3月議会では、私は「個人質問(60分)」を行う予定となっております。この内容につきましては、改めて、この紙面にてご紹介したいと思います。よろしくお願い致します。

いつもご声援、ご支援ありがとうございます。次回、この紙面では「12 月議会」最後のご報告をさせていただきます。この紙面へのご意見に限らず、市政全般へのご提言、ご批判、皆様からのご相談はいつでも承ります。あるべき市政の姿を求めて皆様と考えていきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。 ぐんじとしのり